

内閣参質一八〇第八二号

平成二十四年四月二十日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員紙智子君提出「イセファーム」による家畜防疫互助基金造成等支援事業不正受給に関する質問  
に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員紙智子君提出「イセファーム」による家畜防疫互助基金造成等支援事業不正受給に関する  
質問に対する答弁書

一について

お尋ねの事案（以下「本事案」という。）については、社団法人日本養鶏協会が、平成二十三年十二月二十日に、イセファーム株式会社及び同社代表取締役を補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）違反の理由により告発し、同月二十一日に、記者会見を行い、その旨を公表するとともに、当該告発の内容を説明したことは承知している。

二から四までについて

本事案については、捜査当局において、一について述べた告発を受理し、捜査中であると承知しており、お尋ねについてお答えすることは、差し控えたい。

また、農林水産省としては、家畜防疫互助基金造成等支援事業に係る補助金の交付主体である独立行政法人農畜産業振興機構を通じて、同事業の実施主体である社団法人日本養鶏協会に対し、同事業の適正な執行について指導したところであり、これを受けて、同協会がイセファーム株式会社に対し、同事業の適

正な執行について指導したと承知している。なお、イセ食品株式会社に対しては、このような指導は実施していない。